

令和2年度 川崎市自動車運送事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度川崎市自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度川崎市自動車運送事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
	(乗 合)	(△減)	
(3) 年 間 輸 送 人 員	49,574 千人	△ 11,363 千人	38,211 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	135,819 人	△ 31,131 人	104,688 人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条本文に「なお、資金不足の解消に充てるため、企業債（特別減収対策）1,610,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 自動車運送事業収益	10,100,923 千円	△2,068,803 千円	8,032,120 千円
第1項 営 業 収 益	8,864,491 千円	△2,068,803 千円	6,795,688 千円

(企 業 債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に、次のとおり追加する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別減収 対策企業債	千円 1,610,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から15か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦